

藩主正室・護姫の葬送儀礼からみる大名家の交際

——実家鍋島家と婚家宇和島伊達家の関係を中心に——

金 羅 榮

はじめに

日本近世における大名家の奥向に関する研究は、近世武家社会で奥向が果たした役割に対する関心が高まるなかで進展しつつある。長野ひろ子により将軍家・大名家の妻娘が儀礼的側面で政治的な役割を果たしたと論じられた後¹⁾、松崎瑠美は藩主正室が中心となる奥向での儀礼を通じて、奥向同士の内部ルートが形成されていたことを明らかにした。そして、奥向から内部ルートを利用して表向の領域である藩政や幕藩関係に影響力を発揮した事例を紹介した²⁾。

特に、藩主正室の政治的役割を重視する研究では、正室の有する両属性が注目されている。藩主正室は婚姻の後も実家の一員としても扱われており、その両属性こそ、政治的役割を果たすことのできる背景になったのである。

最近、福田千鶴により、現段階での奥向に関する研究をまとめるような研究成果が出された³⁾。福田は、未だ正確に概念化されないまま使われている「奥向」という用語を再定義したうえで⁴⁾、近世の奥向はジェンダーによる分離が深刻化するという特徴があると論じた。そして、妻妾の関係、将軍家や各大名家の奥向の職制や役務、奥向の構造、奥向が中心となって行

われた交流にまで論及した。かつ、冠婚葬祭など儀礼に関する史料のなかでは奥向と関連するものも多く残されているため、個別分析を通じて奥向の構造や機能を解明することが課題であると指摘した⁵⁾。

福田が指摘したように、大名家に残された冠婚葬祭に関する史料のなかには、藩主以下の男性構成員はもちろん、藩主正室をはじめ女性構成員に関する史料も多数残っている。こうした大名家の冠婚葬祭の史料を活用し、大名家における婚礼や葬礼などの儀礼を究明した研究が行われている。そのなかでも、大名家の葬送儀礼に関する研究は、一〇万石以上の石高で、殿席が大広間（ただし、真田家は帝鑑間）である国持大名家を分析対象に設定しているものが多い。

谷川愛は、松代藩真田家の八代藩主真田幸貫の葬送儀礼の実態を考察した⁶⁾。谷川は真田家の事例から、近世後期の大名家における葬送儀礼は、前藩主が亡くなっても藩主が葬礼に参加せず、表向の儀式のみを重視するようになったと論じた。そして、幕府への届出や伺書、服忌、葬礼場での親族や他家との交際、遺骸の運送の手続き、訃報の範囲、家臣団の役割など、大名家の葬礼の詳細な手続きを明らかにした。

鳥取藩池田家の事例を検討した岩淵令治は、隠居した前藩主と現役で亡くなった藩主の葬礼を比較した⁷⁾。前藩主か現藩主か、かつ、死去した場所が国元か江戸かにより、行われた葬礼の内容が異なっていたことを究明し

た。そして、江戸での葬礼は、江戸に滞在している家族や親類の供養や申使などの交際が行われる場として機能した一方、国元での葬礼は、藩士はもちろん領民をも参加させることにより、統合意識を高揚させる場として機能したと論じた。

ほかに、福岡藩黒田家や米沢藩上杉家を事例として取り上げた研究もみられる⁸⁾。また、大名家とはいえないが、佐賀藩鍋島家の給人領主が行った葬送儀礼について分析した高野信治の研究もある⁹⁾。高野は病気の回復祈願から葬礼までの諸行為をまとめて「『死』をめぐる儀礼」として定義したうえで検討を行った。主な関心は葬送儀礼の実態というより、給人領主の知行地支配、給人領主と上位権力である将軍および藩主との関係、給人の「家」の存続という二つの問題を究明することにあつた。このような問題意識から、給人領主家の知行地で執り行った葬送儀礼は「『家』の儀礼として『上』・『公』(将軍・大名)の論理が優先されつつもそれを相対化する『内輪』の論理」を有していたと論じた。

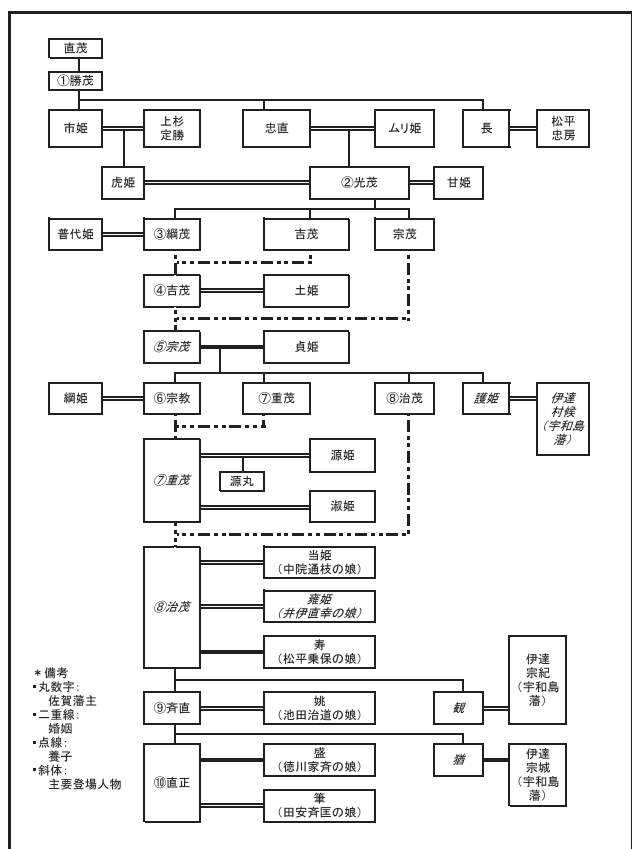
一方、大名家の葬送儀礼を扱った先行研究の多くは、主に一大名家を主語としながら、分析対象を藩主あるいは前藩主に限定している。大名家の構成員として重要な役割を帯びていたはずの藩主正室の葬送儀礼は、婚家の儀礼の一部として言及されるのみで、その実態に関する研究がほとんど行われていないのが現状である。

さらに、藩主正室の死により、藩主はもちろん藩主正室の実家側の親類も服忌にかかる対象になっており、親類の場合は屋敷を含む領内で慎むことを強制する「穏便」を命じる様子も珍しくない。こうしたことから、藩主正室の死去は婚家の内部に留まる問題とは言えない。よって、藩主正室の死去は、婚家とともに実家やその親類へも影響を与える出来事であつた

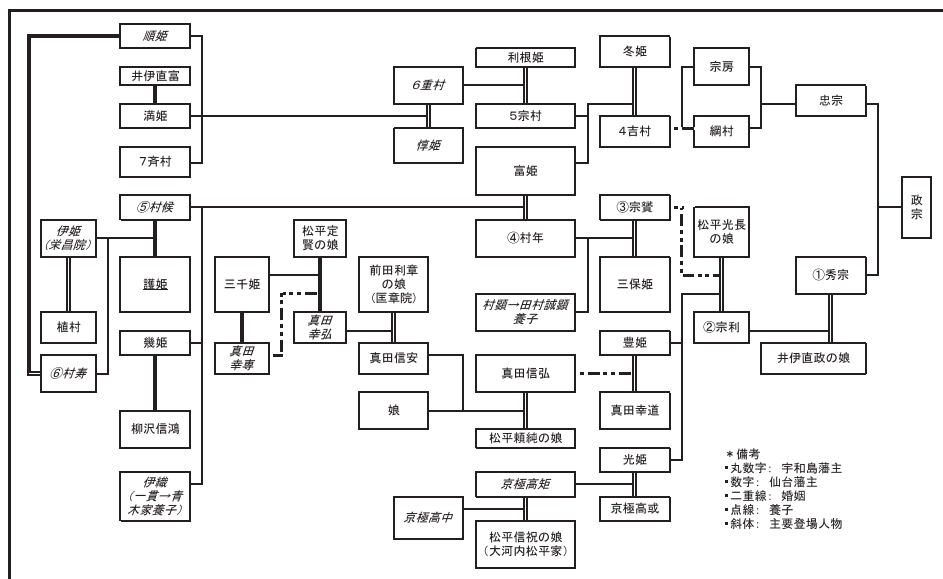
と想定できよう。

このような問題意識から、本稿では奥向に関する近年の研究成果を踏まえ、藩主正室の葬送儀礼を分析する。ここでは、藩主正室の実家と婚家の関係について、葬送儀礼の執行過程であらわれる婚家と実家の動きに焦点を合わせて究明したい。

本稿では佐賀藩鍋島家と宇和島藩伊達家を事例として取り上げたい。鍋島家と伊達家は江戸中期以降、三度も縁組を行っている。三度の縁組は【図1 佐賀藩鍋島家系図】と【図2 宇和島藩伊達家系図】から確認できる。一度目の縁組は佐賀藩の五代藩主鍋島宗茂の娘護姫と伊達村候、二度目は佐賀藩八代藩主治茂の娘である観姫と宇和島藩七代藩主の伊達宗紀、三度目は佐賀藩九代藩主鍋島斉直の娘猶姫と宇和島藩八代藩主伊達宗城の



【図1 佐賀藩鍋島家系図】



【図2 宇和島藩伊達家の家系図】

和島藩伊達家の儀礼のみではなく、正室の実家である鍋島家の動きにも十分に注意を払いながら、藩主正室の葬送儀礼の特質を究明したい。第一章では、護姫と伊達村候の縁組と、鍋島家と伊達家の交際について述べる。第二章では、護姫の葬送儀礼の実態を明らかにし、第三章では葬送儀礼における鍋島家の動きについて検討を加えたい。

縁組であった。こ

うした関係から宇和島市立伊達博物館では両家の縁結びをテーマとした特別展が開催され、護姫と伊達村候の婚礼に関して

は基礎的事実が解明されている。¹² 以上のような状況を踏まえ、本稿では佐賀藩鍋島家出身で、宇和島藩主伊達村候の正室になった護姫の葬送儀礼を事例として取り上げる。特に、婚家である宇

和島藩の藩主伊達村年、母親は仙台藩主伊達吉村の娘富姫である。村候は父親の村年が享保二〇年に帰国中に死去したため、同年七月二二日にわずか一歳の年齢で家督を相続した。

護姫と伊達村候の縁組について、村候の事績を記している史料の一つである「伊達家御歴代事記」では記されていない。しかし、「記録書抜」元文四（一七三九）年正月一五日条には「一、殿様御内縁、松平信濃守様御息女様相済由申来事」とあり、同年縁組が成立したことがわかる。

一方、佐賀藩の史料では鍋島重茂の事績を記した「重茂公御年譜」から護姫の縁組について確認できる。¹⁶ 同史料の元文四年正月五日条には、「護姫様ヲ伊達大膳太夫殿工御縁組ノ旨、此御方ヨリ御家老鍋島十左衛門、彼御方ヨリハ御家老梶田権兵衛ヲ以テ、仰合相スム」とある。つまり、両家の家老が正月五日に会い、二人の縁組を相談したのである。

そして、同年二月二五日には佐賀藩主である宗教が登城し、幕府に提出した願書の通りに縁組が許可された。ただし、縁組がまとまる過程につい

第一章 護姫と伊達村候の婚礼

第一節 護姫と伊達村候の縁組

考察に入る前に、佐賀藩鍋島家の護姫と宇和島藩の藩主伊達村候について簡単に紹介しておきたい。

護姫は享保一九（一七三四）年九月二八日に佐賀で生まれた。¹³ 彼女の父親は佐賀藩の五代藩主である鍋島宗茂、母親は小代清兵衛重貞の娘雪であった。

伊達村候は享保一〇年五月一日に江戸で生まれた。¹⁴ 父親は宇和島藩の四代藩主伊達村年、母親は仙台藩主伊達吉村の娘富姫である。村候は父親の村年が享保二〇年に帰国中に死去したため、同年七月二二日にわずか一歳の年齢で家督を相続した。

護姫と伊達村候の縁組について、村候の事績を記している史料の一つである「伊達家御歴代事記」では記されていない。しかし、「記録書抜」元文四（一七三九）年正月一五日条には「一、殿様御内縁、松平信濃守様御息女様相済由申来事」とあり、同年縁組が成立したことがわかる。

一方、佐賀藩の史料では鍋島重茂の事績を記した「重茂公御年譜」から護姫の縁組について確認できる。¹⁶ 同史料の元文四年正月五日条には、「護姫様ヲ伊達大膳太夫殿工御縁組ノ旨、此御方ヨリ御家老鍋島十左衛門、彼御方ヨリハ御家老梶田権兵衛ヲ以テ、仰合相スム」とある。つまり、両家の家老が正月五日に会い、二人の縁組を相談したのである。

そして、同年二月二五日には佐賀藩主である宗教が登城し、幕府に提出した願書の通りに縁組が許可された。ただし、縁組がまとまる過程につい

ては不明な点が多く、先述した三つの史料からも確認できない。¹⁸⁾

そこで、縁組が成立する過程を佐賀藩の事例から確認してみたい。安永七（一七七八）年に行われた藩主治茂の再婚の事例をみると、まだ壮年であり嫡男もない治茂が、翌年参府した際に「御三家様・御三卿様方之内御姫」との縁談が持ち上がると困るので鍋島家は、その前に治茂の縁組を行おうとしていた。治茂の再婚相手として適合する相手を探すため、鍋島家に入りにしている「御医師衆、扱又御坊主」へ内々に同家の条件について知らせたうえで、縁組に関する情報を収集し、そのなかで相手を選び交渉に入った。

結果として、治茂は彦根藩主井伊直幸の娘雍姫と縁組を結んだ。縁談を取り持ったのは、両家に入りにしていた町人丸屋市郎右衛門であった。家柄や家格などを考慮して井伊家を相手として決めたため、縁談はより具体的に進み、「熟談」することになり、大殿である前藩主の宗教と相談した。そのうえで女性家族構成員である六代藩主宗教の正室、七代藩主重茂の正室や伊達村候に嫁入りした護姫も参加する「内談」が行われた。そして、両家の家臣同士での「熟談」や複数の「内談」を通じて、縁組は成立した。このようなプロセスを経て縁談は成立しており、両家の家老クラスの家臣が会って相談した時点では、縁組はすでに成立していたと理解してよいであろう。

さらに、寛政年間の高田藩榊原家の婚姻・養子縁組の実態を解明した松尾美恵子の研究からも、類似したプロセスにより縁組がまとまっていたことが確認できる。²⁰⁾ 榊原家は、出入りの坊主や医者・町人などを通じて内々に事情を調べる「縁談の『取持』」を行い、両家家臣による「内談」（大名の場合は主に留守居）のような形式で、具体的に持参金や仕送り金など相

互の条件について交渉を行った。そして、両家の間で使者を取り交わしたうえで、先手頭などの幕臣を立てて「御規定之取交」を行った後、幕府へ縁組の願書を提出する、というプロセスを経て婚姻・養子縁組が行われたのである。

ところが、近世後期になると、婚礼や養子縁組を交渉する段階で、持参金や普請金などの経済的條件が大きな問題として浮上することとなる。²¹⁾ そのため、交渉には時間がかかる場合もあるが、交渉が成立すると、正式に家老などを使者として派遣し、幕府への願書の提出日などについて議論をし、幕府へ縁組の願書を提出するという手順が早く進むことになった。その後、幕府が縁組を承認すれば、公的に縁組が成立することになったのである。こうした過程に鑑みれば、鍋島家と伊達家の家老が使者として派遣された後、幕府への願書提出などについて相談しながら婚姻が進められていったのであろう。

幕府から縁組が許可された後には結納を取り交わすこととなる。護姫と伊達村候の結納は、延享三（一七四六）年一月九日に行われた。²²⁾ これによつて、二人は正式な夫婦に準じる関係となり、翌年に護姫は婚礼のため幕府へ出府届を提出する。そして、護姫は寛延元（一七四八）年一月二六日に佐賀を出発して、三月一九日に同藩の中屋敷である溜池屋敷に入った。同年五月から具体的に婚礼を進めようしたが、同年一月に佐賀藩から婚姻を延引したいと申し出があり、結局、護姫と村候の婚姻は寛延三年一月七日に行われた。

第二節 両家の交際

本節では、護姫と伊達村候の縁組が成立した後、佐賀藩鍋島家と宇和島

藩伊達家の関係について検討する。

護姫と伊達村候の結納の取り交しが済むと、両家は親密な関係を持つようになった。例えば、寛延元年から体調を崩していた鍋島宗教は、跡継ぎがいなかった。そのため、弟の重茂を養子に迎えようとし、寛延二年二月七日に幕府へ願書を提出した。その際、幕府へ願書を提出したのは「伊達遠江守様・久世忠右衛門」であり、願書のことについて一六日に宗教は重茂とともに登城しようと命じられたものの、体調が優れずに登城できなかつた。そのため、伊達村候が宗教の名代として重茂と登城し、支藩の鹿島藩主鍋島直郷が「附上」として同伴し、願書の通りに養子縁組が承認された。さらに、重茂が鍋島家の嫡子として初めて対客した際や、三月朔日の初御目見の際にも宗教の代わりに村候が同行し、同月二一日に行われた重茂の元服にも村候が宗教の名代として参加していた。つまり、養子認定や初御目見、元服などの重要な席に、伊達村候が宗教の名代として参加していたことから、宗教が村候と親密な関係を維持していた様子がうかがえる。

大名の名代を姻戚関係にある大名が務めることは稀ではない。佐賀藩の前藩主であった宗茂は、元文元年一二月五日、体調不良で隠居、代わりに嫡子宗教に家督を譲りたいと幕府へ隠居の願書を提出した。²⁵この時、取次として願書を持参したのは「上杉駿河守・山村十郎右衛門」である。願書の通りに宗茂の隠居と宗教の家督相続が認められ、九日に宗茂の名代一人と宗教が登城しよう命じられた。宗教は支藩蓮池藩の藩主鍋島直恒とともに登城し、鍋島直郷も同伴していた。

宗茂の隠居に際して幕府へ願書を提出した上杉勝周は、米沢藩の五代藩主上杉吉憲の弟であり、吉憲から一万石を分封されて支藩新田藩の初代藩

主になった人物である。元来、上杉家と鍋島家は、寛永元（一六二四）年に鍋島勝茂の娘市姫が米沢藩の二代藩主定勝と婚姻を行い、定勝の娘虎姫が慶安二（一六四九）年に佐賀藩の二代藩主光茂と婚姻したため、姻戚関係を維持していた。さらに、佐賀藩の四代藩主吉茂は実妹の峰姫を養女として、米沢藩の吉憲と縁組を結んでいた。峰姫が婚礼の前に亡くなったものの、右のような関係を有していた両家は、姻戚としての関係を維持していたと推測できる。それで、上杉勝周が鍋島家の名代を務めていたのである。姻戚大名である上杉家と支藩の蓮池藩主が佐賀藩主の名代を務めていたことが明らかである。

しかし、宗教の代になり、重茂を養子として幕府へ届け出た際には、支藩蓮池藩主の鍋島直恒は遠慮中であつたため、江戸城へ登城するには問題があつた。²⁶それに代わって宗教は姻戚関係を結んだ国持大名格の村候を宗教の名代として適格であると判断したのであろう。その後にも宝暦六（一七五六）年九月仙台藩主伊達重村の相続祝いに鍋島宗教と伊達村候が招待されたが、²⁷ここでも二人が一緒に行動していたことから、両者の親密な関係がうかがえる。²⁸

そして、佐賀藩鍋島家と宇和島藩伊達家はいわゆる「両敬関係」にあつた。「両敬」というのは、『日本国語大辞典』によれば、「江戸時代、親戚の間柄にある大名・小名が相互の訪問・応対・文通などの交際に、同等の敬称を用いたこと。一方だけが用いる片敬かたけいに対していう。町人階級の間でも行なわれることがあつた」とされている。「両敬関係」になると、相互に敬称を使うことになり、「殿付」でなく「様付」に変更するなど呼称を改めていたのである。²⁹

佐賀藩と宇和島藩が「両敬関係」であつたことは、「御両敬并年中御取

合」という史料から確認できる。同史料には両家の関係を示唆するところがあるので、ここで検討しておきたい。「鍋島家文庫」に残された同史料は、作成者は不明であるが、表題に「御進物方」と記されていることから進物方が作成したものと推測できる。⁽³¹⁾ 作成時期も明確ではないが、史料中に「安永九年」という朱書があり、これが最も古い年号であり、最も新しい年号は「明治二年」であるため、安永九年頃から内容の追加をしつつ作成されたものと考えられる。史料の内容は、佐賀藩と「両敬」関係にあり「取合」をする諸家について記されている。そして、内容は①鍋島家の人物と両敬関係にある諸家の人物について記した部分と、②両敬関係である各家との交際内容を述べている部分に大きく分けられる。

内容①は【史料1】のように「御両敬御取⁽³²⁾之御方」という項目名が付けられている。

【史料1】「御両敬并年中御取合」(以下、()は筆者、『』原本朱書)

御両敬御取⁽³²⁾之御方

- 井伊掃部頭様 (井伊直幸)
- 同御一統様 (伊達村候)
- 遠州様 (伊達村候)
- 同御惣容様
- 兼『貞』姫様 (柳村家利の室)
- 栄昌院様 (貞姫と同一人物)
- 寛姫様 (敦野貞喜の室)
- 内匠様 (山口直徳)

【史料1】上段は鍋島家の人物で、下段の「井伊掃部頭様」以下の人物は、上段の鍋島家と両敬の関係にある相手であると解釈できる。上段の「圓諦

院」は七代藩主重茂の継室淑姫の院号なので、同史料が書かれたのは早くても重茂が亡くなった明和七(一七七〇)年閏六月以降と推測できる。⁽³³⁾ 続いて、筆頭に記載されているのが「井伊掃部頭様 同御一統様」である。当該期の「井伊掃部頭」は井伊直幸である。井伊直幸の娘雍姫は、安永七年一月に佐賀藩の八代藩主治茂に嫁いでいる。この点には留意したい。そして、【史料1】の「井伊掃部頭」の次に登場するのが「遠州様」、すなわち、伊達村候である。伊達村候の次には「同御惣容様・兼『貞』姫様・栄昌院様・寛姫様・内匠様」が記されている。⁽³⁵⁾ これらは、伊達村候の惣容⁽³⁴⁾家族一同と、子供三人の名前である。子供は、嫁入りした娘二人、それに安永八年正月に家臣山口兵庫直承の養子になった内匠様であり、三人とも他家に出た人物である。それゆえ、惣容とは別記したと考えられる。

一方、内容②の部分では、両敬関係である各家との交際内容が述べられている。具体的な内容は各家により異なる点はあるが、敬称の可否・奉札・精進日・使者の派遣・年中行事に伴う贈答品の目録などが記されている。最初の項目は「掃部頭様今年中御取遣」、二番目は「掃部頭様江年中御取遣」である。鍋島家と井伊家の間での敬称・贈答の内容などが詳細に記されている。従って佐賀藩主治茂が彦根藩主井伊直幸の娘を継室に迎えたことがきっかけで、両敬関係になったと考えられる両家が、交際の内容を定めるために右の史料を作成したと推定できる。⁽³⁶⁾ 姻戚関係を結んだ両家が贈答儀礼などを行うために必要な情報を記載して交換するのが、当該期には重要な問題であったからである。⁽³⁷⁾ そして、次の三番目に登場するのが「松平大和守様御両敬二付仰合左之通」であり、それ以降の交際内容の変化や、新しく両敬になった家との交際内容が時代順に述べられている。

佐賀藩鍋島家の両敬関係を記している右の史料で、宇和島藩伊達家は、【史料1】のように内容①の部分に記されており、宇和島藩伊達家の次に記載される「松平陸奥守」は仙台藩伊達家で、内容①の部分に記載されているのである。つまり、井伊家より早い時期に両敬関係を結んだと思われる諸家は、井伊家のように別項目を立てていない。その理由は、おそらく同史料の作成前に両敬関係を結んだ諸家とは交際内容が確定しており、改めて記さなかったためであろう。こうしたことから佐賀藩鍋島家と宇和島伊達家は両敬関係であったことがわかる。

これまでは、鍋島家の護姫と宇和島藩主伊達村候の縁組から婚姻に至る過程と、両家の交際について明らかにしてきた。続いて第二章では護姫の葬送儀礼について検討する。

第二章 護姫の葬送儀礼

第一節 護姫の発病から訃報

護姫は、寛政元（一七八九）年閏六月八日朝から下痢が酷くなり、悪寒と発熱、頭痛もあったようである。昼頃からはいっそう熱が上がり、暁まで下痢も続いた。翌日に熱は少し下がったが、下痢は依然として続き、同夜には再び熱が出た。一〇日になると熱は少し下がったが、黒っぽい血尿が出たようである。体調不良が続いたので朝鮮人参も服用したが、症状は変わらなかった。江戸屋敷で吟味したうえ、屋敷内の護摩堂で護姫の病氣平癒の祈祷を命じた。以上のような江戸屋敷での状況を知らせる飛脚が佐賀藩鍋島家の国元に着いた。右の内容は、当該期同藩の八代藩主である鍋島治茂の事績をまとめた「泰国院様御年譜地取」から確認できる。⁽³⁸⁾ 当時、

治茂は佐賀に滞在していたので、江戸屋敷で護姫の病氣平癒祈祷を命じた主体は、佐賀藩奥向の責任者である治茂の正室雍姫であったと考えられる。

続いて同史料には、一二日に幕府の奥医師である河野松庵の診察を受けて薬も服用したが、回復せずに同日辰下刻に死去したことを知らせる宇和島藩の使者が着いたと述べられている。しかし、同史料には「但、実は十一日朝六半時比、御逝去被遊候得共、御典医仰請其外御手数等有之候故、本文之通」⁽⁴⁰⁾と補足があるので、実際に護姫が死去したのは一日であったことが明らかとなる。つまり、八日朝に患って一日朝までわずか三日間で亡くなったのである。

一方、宇和島藩の「記録書抜」や「伊達家御歴代事記」には藩主正室の死去について詳細な記述は確認できない。「記録書抜」には、寛政元年閏六月二三日の記事に「一 御前様御不例之段申来、御祈祷被仰付」とあり、藩主正室の容態が良くないという通達が届いたため、祈祷を命じたことがわかる。そして、同日に藩主正室の訃報も到着したと記されている。さらに「伊達家御歴代事記」には、護姫の死去を知らせる飛脚が着いたことのみが記されており、右の二つの史料からは藩主正室の死去という重大な出来事について詳しい事情を確認できない。

宇和島伊達文化保存会には「貞護院様御葬式并御法事 其外一字之控」という史料が残されている。⁽⁴¹⁾ 同史料の表題には、護姫の法号である「貞護院」と、「寛政元年己酉年閏六月」、「御用場」という記載がある。おそらく、護姫が亡くなった寛政元年閏六月に宇和島藩の藩庁である御用場で作られた控えであろう。史料の内容は、護姫の発病から遺品相続、実家附家臣の引き払いなど、表題の通りに護姫の葬送儀礼と法事に関連するものであ

る。以下、同史料にもとづいて、護姫の発病から葬礼までの経緯について分析を加えていきたい。

まず、死去前の護姫の容態について検討してみよう。

【史料2】「貞護院様」

閏六月九日

一 御前様護姫昨朝被成御不快ニ付、早速平川有隣江御窺被 仰付御服薬

被遊、御当分之御事二者可被成御座候得共、御勞レも有之一向御

不食被成御座候ニ付、御氣遣 思召、於神明・稲荷屋伊達村形様分御

祈祷被成進候段被 仰出、其旨元メ長泉寺江相達、神明江御初

穂金貳百疋、稲荷江同百疋、御先格を以差遣昨夜中執行相濟、今

朝御札守等差出則差上候段、元メ申出ル事

【史料2】によると、護姫は八日から体調が良くなかったため薬を服用していた。佐賀からの附医師平川有隣の薬を服用しながらも、食事もできない状況であった。そのため、夫の伊達村候は屋敷近くの神明・稲荷43に病氣平癒の祈祷を命じ、札守も提出させた。

しかし、一日朝には護姫の容態が非常に優れないと、奥年寄から知らせが届いた。家老山崎壹岐と若年寄の松根図書が容態をうかがう一方、幕府へ医師派遣を頼むことになった。そして、宇和島藩は護姫の体調が良くないと、仙台藩主伊達重村をはじめ一門、旗本に知らせた。特に、宇和島藩とは最も重要なつながりのある仙台藩45、宇和島藩の支藩吉田藩、御用頼旗本である長谷川泰郎兵衛・土方宇原太46、以上の四家の江戸屋敷には、山崎壹岐が手紙を持参して知らせることになった。また四家以外に、一門である井伊家・真田家・京極家・田村家・青木家にも護姫の罹患について知らせた。

まず、仙台藩伊達家に送った手紙の宛先は「奥州様・惇君様・作州様」であったが、奥州は松平陸奥守伊達重村のことである。そして、惇君は近衛内前の養女として重村の正室になった人物であり、作州は二人の嫡男である斉村のことを指す。なお、伊達重村の娘順姫が、護姫の嫡男である村寿の正室であったため、両家はさらに複雑かつ緊密な関係であったことも指摘できる。

続いて、井伊家の場合「井伊掃部殿様・御一統様」が宛先になっているが、同家も宇和島藩とは長く深い縁を持つ家である。時代を少しさかのぼると、宇和島藩の初代藩主伊達秀宗の正室が彦根藩主井伊直政の娘であった縁がある。以降には、宝暦四年に藩主井伊直禊47が重態になった際に、直禊の養子候補として村候の弟伊織が挙げられたこともあった48。さらに、宝暦一三年には、彦根藩主井伊直幸の嫡男直尚49と村候の娘伊姫50が縁組を結んでいる。結局、井伊直尚が明和三年六月に亡くなったため、婚礼は行われなかった。伊達家と井伊家の両敬関係を明示する史料は確認できないが、重なる縁談があったことから両敬関係であった可能性がある。さらに、当該期には、婚礼縁組が成立した後片方の死去により婚礼が行われなくても、両敬関係は維持されるのが通例であった51。このような背景があり、井伊家にも護姫の病気に関して知らせたと考えられる。

次に登場する、真田家・京極家との関係は少し複雑である。【図2 宇和島藩伊達家系図】を見てみると、宇和島藩の二代藩主宗利には娘が三人いたが、この三人は村候にとって大叔母にあたる。三人は、仙台藩伊達家の宗贇、松代藩真田家の幸道、丸亀藩京極家の高或とそれぞれ婚姻をしたことが確認できる。

真田家の宛先は「真田弾正大弼様 御二方様・豊後守様」であった。真

田彈正大弼は松代藩主真田幸弘のことで、「御二方様」であるので、幸弘夫婦と、豊後守（養子の真田幸専^{ユキケン}）を宛先にしたのである。天明五（一七八五）年一〇月に幸弘の娘と婚姻した幸専は婿養子になり、幸弘の跡継ぎとなったが、幸専は井伊直幸の四男であった。

京極家は「京極能登守様 御二方様・妙智院様」に護姫の容態を知らせており、丸亀藩主京極高中と彼の正室が宛先であったことがわかる。妙智院は確定できていないが、同史料の書き方からすれば先代藩主の室にあたる人物と思われるが、先代藩主の京極高矩は、同藩の三代藩主京極高或^{タカモチ}の子息であり、母親が伊達宗利の娘光姫であるため姻戚関係にあたると思われる。

なお、田村家には「田村左京大夫様 御二方様・栄寿院様」という三人に知らせている。田村家は、村候の実の叔父である村頭が養子になった家で、村頭は田村左京大夫村隆と改名して一関藩主になった。しかし、天明二年に村隆が死去したため、⁵⁰正室は栄寿院の院号をもらい、養子の村資が同家を相続して田村左京大夫と名乗るようになった。

青木家は摂津麻田藩の青木家のことで、同家は村候の実弟である一貫（通称、伊織）が前藩主青木一新の養子となっている家である。一新が亡くなった後には、一貫が同家を相続したが、天明六年六月二八日に亡くなり、⁵¹嫡男である深五郎が同家を相続していた。伊達村候の実甥である「青木深五郎様」とその一家に護姫の容態について知らせたと思われる。

翌日の一二日には、幕府に願ひ出た通り奥医師の「橘宗仙庵^{（橘元椿）}・山添熙春庵^{（山添直辰）}・河野松庵^{（河野通久）}」が派遣され、彼らの診察を受け典薬もしたが、護姫の症状は変わらず重態であるという内容の書状を、先述した仙台藩伊達家以下の一門と二人の旗本に送った。しかし、護姫はすでに死亡したた

め、実際に奥医師から診察を受けることはできなかったものの、奥医師が派遣されたことに意味があったようである。そのため、奥医師の派遣を一門などに知らせた後、同日辰下刻に護姫が死去したと公表したのである。護姫の容態を知らせていた仙台藩伊達家をはじめとした一門および幕府へも正式に死亡を届け出た。これにより、夫の伊達村候から、子息村寿と正室の順姫、ほかに護姫に関係がある人物らが忌服を受けることになった。⁵³

第二節 葬送の手順

護姫の死去を幕府へ届書を提出する一方、宇和島藩伊達家の葬礼を主催する菩提寺にも知らせなければならぬ。同藩の江戸の菩提寺である東禅寺に対し、藩側は正室の訃報を【史料3】のように正式に知らせた。

【史料3】「貞護院様」

一 御不幸之段、^{（山崎）}壹岐^{（山崎）}今東禅寺江左之通為知申越候事

以手紙致啓上候、然者遠江守殿^{（伊達村候）}奥方病氣之処、養生不被相叶今辰ノ下刻被致死去候、此段為御知申候様被申置、如此御座候、以上

壬

六月十二日

東禅寺様

山崎壹岐

とあることから、江戸の菩提寺に対しても実際亡くなった日ではなく、表向の死去日が伝えられていたことがわかる。しかし、葬送の準備は護姫が実際に亡くなった前日からすでに行われていた。その様子は【史料4】からうかがえる。

【史料4】「貞護院様」

一 御前様御不例御大切二被及候処、其実ハ今朝卯之半刻御卒去被遊候二付、右御凶事御用懸り、左之面々可被 仰付候へとも、先不取敢其心得にて申合、右御用相調置候様用意申聞^(庶務申力)□□□□

御勤^(方カ) □ 市川弥太夫

御目付 深沢新五

元メ 三原頼母

御留守居 小嶋小四郎

一 東禅寺江も御作事奉行無何と差遣宗法院江内々申談、御廟所等之義見合罷帰候様、松根図書元メ江内々及沙汰、御作事奉行草野路大夫差遣、諸事宗法院申談罷帰候事

右の【史料4】は同月一日の記録である。護姫は同日卯之半刻（現、朝六時頃）にすでに亡くなっていたため、凶事の葬送儀礼用務を担当する家臣には前もって知らせ、彼らにその心積りをさせていたことがわかる。命令を受けた右の家臣らは葬礼の先例を調べながら、正室葬送の準備に入った。

かつ、二つ目の一つ書きによれば、藩の若年寄松根図書が元メ⁽⁵⁵⁾へ内々に、作事奉行を菩提寺の東禅寺へ派遣し、廟所などについて直接相談するように命じていたことが確認できる。命令を受けた作事奉行の草野路太夫は、東禅寺の塔頭の一つである宗法院と諸事の事を相談して帰った。

続いて、沐浴や棺などについても準備が始まっていた。「御前様実ハ今早朝被遊御卒去候処、此間別而強暑二付、今夜御沐浴致上候様被 仰出候」と、亡くなった当日夜には遺体を沐浴させるよう命令があった。この文言をみる限りでは、酷暑が続いていることが理由で、少しでも早く沐浴をする必要があったと推測できる。つまり、季節の問題で日程が少し前倒しに

されたのである。通常、同藩では、沐浴や入棺は死去日の翌日に行われたと考えられる。それは、少し時代は下がるが、同藩の八代藩主である伊達宗城の正室である猶姫の場合は、亡くなった翌日に入棺していることからもうかがえる。⁽⁵⁶⁾

沐浴以外のことについては、「御棺櫃、其外御用之義 玉台院様御先形之通取揃、御奥江為相廻候様元メ□申聞^(ルカ)□、尤 御沐浴 □□院へ承知候義、元メ江^(申カ)□聞ル」とあることから、棺を含めた葬礼については、伊達村候の母親である玉台院の葬礼を先例として準備するように、奥向きへ伝えた。そして、翌日には、東禅寺から「貞護院殿節操秀月大姉」という護姫の法号が伝えられ、法号を奥の仏前へ納めた。

一二日には幕府の用番松平伊豆守信明から江戸留守居が参上するようとの指示があった。各家で葬礼のような行事がある場合には、幕府は死亡者と関連ある家の江戸留守居を呼び出して、日程や道筋などについて尋ねるのが一般的であった。⁽⁵⁷⁾ 同藩でも、江戸留守居の添役が参上して、葬送の日程と道筋について報告した。なお、幕府から一九日に上使が派遣されることになり、上使の土屋能登守泰直を迎える準備をする一方で、葬送も執り行っていた。

一方、宇和島藩伊達家の家臣らには、御前様の死去を知らせる触書が目付から出されるとともに、屋敷への出入り、家臣の月代規制、鳴物や作事・普請などを禁止する触が出された。そして、出棺は、同月一六日暮六時と決まったので、東禅寺へもそのように知らせた。葬送当日に先行して東禅寺へ向かう家臣も決まったが、【史料4】で葬送の準備役に任命された四人の家臣のなかで、幕府から派遣される上使の接待役を司る市川弥太夫を除く三人及び医師平川有隣や惣女中らが対象であった。また、葬送に同伴す

る老女をはじめ惣女中に至るまで奥家臣らの服装や行列での位置などについての詳細な指示が出された。

護姫の初七日の法事は一八日から二〇日まで執行され、【史料4】の市川弥太夫と深沢新五、三原頼母に「寺詰」が命じられた。さらに、ほかの役職にも、「寺詰」を担当する家臣を一人あるいは二人程度派遣するよう指示が出された。初七日に続いて「御二七日」「御三七日」「御四七日」「御初月忌」「御三十五日」「御六七日」「御百ヶ日」の法事には「御曹司様」と呼ばれていた息子伊達村寿が自ら参席した。そして、法事の際に、村寿とその正室順姫から送る香典についても口達を出したことも確認できる。

ほかに「貞護院様」には、菩提寺の東禅寺で造営される墓の番役、焼香の順番、出棺の道筋や行列、辻番、葬送当日の法事、屋敷中の廻番、各家から遣わされた附使の接待にいたるまで詳細に記しているが、こうしたプロセスを経て、護姫の葬送は滞りなく終わることになった。

これまで明らかにした葬送儀礼の手順を確認してみると、葬送儀礼は複雑な儀礼であったことが明らかである。そして、儀礼の執行に際しては、先例を調査し、できるかぎり先例にならったが、適宜、状況に合わせてプロセスを変更しながら、藩主正室の葬送儀礼を執り行っていたことが確認できる。続いては、護姫の葬礼の特徴について検討してみたい。

第三節 葬礼の特徴

大名家は菩提寺を国元と江戸の両方に持っていることが多かった。⁸⁸そのため、大名家の一員が亡くなった際には、遺骸や遺骨、遺髪などをどこに安置するのか、遺骨と位牌をともに安置するのか、位牌だけを安置するのかどうかは家によって異なる。

護姫は、先例の通り遺髪を国元の菩提寺にも安置することになった。夫村候の母親である玉台院が亡くなった際にも遺髪を国元の菩提寺に安置している。二代にわたって藩主正室の遺髪を国元の菩提寺に安置していることから、宇和島藩では正室の遺髪を国元の菩提寺に安置するのが通例であったと推測できる。ところが、護姫の遺髪を運送する過程には、玉台院と異なる点があった。

護姫の遺髪を運送した家臣は、小原喜真多・大内六左衛門であった。「貞護院様」の閏六月二五日付に「小原喜真多・大内六左衛門、此度 御遺髪守護被仰付、御国元江被差帰候」とあり、二人が護姫の遺髪を運ぶ役割を担当したことがわかる。さらに、三日後の二八日には、小原と大内に対して来月三日に宇和島へ出発するよう指示が出された。小原喜真多および大内六左衛門は、明和七年から文政一三（一八三〇）年までの家臣の由緒書からは実名が確認できない。しかし、明和二年の由緒書には、伊達村候が明和元年に参勤する際、「御膳番助役」を務めていた大内惣太夫義辨ヨシケンの通称が「大内六左衛門」と記されている。よって「大内六左衛門」は義辨か、そうでなくとも彼の子孫である可能性が高い。さらに、義辨の父親である義剛ヨシトキは、村候の父村年の参勤交代に同行し、「御膳番助役」を務めたこともあり、帰国中に亡くなった村年の遺骸を運送した役割を担った人物である。このような家柄であるため、正室の遺髪を運送役が命じられたのではないかと思われる。

ところが、宇和島へ出発する前日である七月二日、小原と大内は御用部屋に呼び出され、今回遺髪を運送に際しての心得を記した書付を渡された。書付の内容は次の【史料5】の通りである。

【史料5】「貞護院様」

此度、貞護院様御遺髪御国元江御越被遊候処、表立二而者道中彼是難洪之筋も可有之二付、御遺髪と不相頭御越被成候、何之各自分旅之姿二て奉守罷在候様被 仰付候間、諸事穩便二取計之義勿論之事二候、別而召連候下々迄も右之趣持と相心得御遺髪と申義堅不致口外聊かさつ躰之義無之於馱々宿々も随分質素二罷在、無用之雑談等者屹度相慎二候様可被申付候

二つの傍線部に注目すると、遺髪を運送していることが判明しないように、各自は旅人の格好をするよう命令されていたことが明らかとある。さらに、同行する面々にも「遺髪」であることを話さないこと、雑談なども禁止し慎重に行動することが命じられた。

一方、玉台院の先例では、次の【史料6】の二重傍線部からわかるように、遺髪の運送を担った小嶋小四郎に駕籠が出された⁽⁴⁾。玉台院の遺髪は駕籠のなかに納めて運ばれたと考えられる。正室の遺髪を守りながら国元に戻するため、奥向きの家臣たちは麻上下という礼服を着用して見送っていたことも確認できる。

【史料6】「貞護院様」(以下、傍線・番号は筆者)

但、先年 玉台院様御遺髪被差立候節ハ、小嶋小四郎奉守、御

徒藤井平衛門被差添、小四郎駕忝挺被下之、御遺髪を守護仕候事故、

御奥御式台分罷立、其節御留守番始奥向御役人中、何も麻上下着用、

御白砂へ罷出、御見送申候趣二相見へ候得共、此度ハ御遺髪と申義を

不被相頭、御質素二御越被成候、依之、昨夜小原喜真多呼出、御目付

分御遺髪引渡、追而駕御仕成被下候段被 仰渡候処被相止、具足槍一

荷被相渡候故、右之中江天見御画像御幡類一所二入組、御内玄関分御

忍二而被差立候付、何茂為御見送罷出候義も不及、詰合之面々も平

服二而、右御用取計諸事、御質素二取計候事

しかし、護姫の場合は傍線部①③から質素な様子が強調されたことがわかる。まず、【史料5】でも言及されたように、藩主正室の遺髪を運んでいることを語らないように注意されたのである。正室の遺髪にもかかわらず、駕籠も出されず、具足や槍入りの荷物が出された。遺髪を持って出る際にも、内玄関から密かに出て、奥向き家臣からの見送りもなかった。さらに、同席した家臣は礼服ではなかったのである。このように静かに遺髪を運ぶことになった理由は、【史料6】の文末に「右御用取計諸事、御質素二取計候事」とあるだけで、ほかに具体的な理由については確認できない。

現段階で想定できる理由は二つほどあげられる。一つ目は、当該期の社会経済的な背景があったと考えられる。この頃、藩主村候は多様な改革を推進したが、天明年間に宇和島藩の国元では、相次ぐ自然災害が発生し藩内の飢饉が酷くなり、百姓一揆も頻繁に起こっていた。護姫が亡くなった直前の天明八年三月には、農民が困窮を理由に減租を要求しながら逃散、七月には洪水、九月には農民が庄屋・組頭宅を破壊した後、大洲藩領へ逃げた事件も発生したのである⁽⁵⁾。このような状況により藩の財政は厳しくなったため、質素を強調していたと考えられる。したがって、先例の通りに遺髪を国元の菩提寺に安置するが、できる限り静かに運送することになった可能性があると推測できる。こうした様子は【史料5】の「表立二而者道中彼是難洪之筋も可有之二付」というところからもうかがえる。表立って遺髪を運送すると、馳走などにより途中に難洪が起こりうるので、密かに運送することになったと考えられる。

二つ目としては、この頃に見られた「儀礼の簡素化傾向」による可能性が考えられる。町人社会では華麗化していく儀礼が、大名家においては

徐々に簡素化・形骸化していたことは以前から指摘されて来た。⁽⁶³⁾こうした傾向により宇和島藩でも葬礼を簡素化した可能性が考えられる。

護姫の葬送における二番目の特徴は、夫である村候の動きがあまり確認できず、実子である嫡男の村寿の動きが目立つことである。村候は在府中であり、護姫が思っている際に病氣平癒の祈祷を命令し、葬送や法事を営むために香典は送っている。しかし、村候が直接に護姫の葬送や法事に参加している様子は確認できない。

佐賀藩の場合、藩主が国元に滞在している間に、藩主正室が亡くなったので、藩主が葬送儀礼に参加していなかった事例は確認できる。⁽⁶⁴⁾さらに、松代藩の真田家では、現藩主が国元に滞在していたため、在府中に亡くなった前藩主であり父親の葬送儀礼に参加していなかったという。⁽⁶⁵⁾二つの事例は藩主が江戸に滞在していなかったため、発生した事例とも考えられる。しかし、村候のように、江戸滞在中に葬礼に参加しない理由は、現状不明である。⁽⁶⁶⁾

ただ、時代をさかのぼるが、元禄一三（一七〇〇）年六月二四日に公家である野宮定基の室が亡くなった際、定基が妻の葬送には直接参加していなかったことが確かめられる。⁽⁶⁷⁾さらに、定基は日記に「今夜葬盧山天台講師、予不送之、近例夫不送之故也、但送之至門下、予当之長女送也」と書いている。つまり、今夜は野宮家の菩提寺である盧山天台講寺で妻を葬るが、定基自身はそこに参加しなかった。近例では夫が葬列を見送らないため、自分は長女と門下まで葬列に加わったと書いている。近例で、夫がなぜ葬送に参加しないようになったのかについて定基は別記していないが、元禄年間には妻の葬送には夫が参加しない事例があったようである。⁽⁶⁸⁾

一方、息子の村寿は護姫の平癒祈祷も命じ、葬送当日から東禅寺に自ら

参詣していたことが確認できる。護姫の葬送当日であった閏六月一六日、村寿は「今夕七半時 東禅寺江御出棺御葬式相済、明ヶ七半時頃被遊 御帰館之事」と記している。母親の葬送が執行されている菩提寺に直接参詣して、葬式が終わった翌日に戻っていたのである。さらに、初七日の法事が営まれた一八日にも村候は「今朝五半時御供揃二而東禅寺へ御出被成」として自ら法事に参席した。また、二〇日にも同じ時間に東禅寺に参詣し、法事が終わった夕方七半過時に戻ったことが「貞護院様」から確認できる。以後、護姫の七日法事や百ヶ日の追善供養にも直接参列したことが確認できる。この際、村候と村寿の正室が名代を遣わせたことや、服忌を受ける日程が最も長かったことを勘案すると、村寿が直接法事に参列したのは、母子関係にあったためと考えられる。

第三章 葬礼における正室実家の動き

第一節 鍋島家の対応

本節では、護姫の実家である鍋島家の動きについて検討する。特に、①葬礼においてどのような対応をしたのか、②護姫附の家臣は葬礼の場どのように扱われたのか、の二点を中心に考察する。

第二章の第一節で、宇和島藩から家臣を遣わして護姫の容態を知らせた相手には、同藩伊達家の一門と旗本だけが記されており、実家の鍋島家の人物は登場していなかった。しかし、実家である鍋島家には別のルートを通じて葬礼の日程や手順を知らせていたとみるのが自然であろう。

まず、護姫の容態について聞いた鍋島家の対応を確認したい。当該期には、親類や交際していた家の構成員が病気になり容態が良くないという知

らせが届くと、病気見舞いの使者を遣わす事例は多数確認できる。それでは、嫁いだ姫が病気になった際にはどのように対応したのか。鍋島家の対応は、次の【史料7】から確認できる。

【史料7】「泰国院様御年譜地取IV」（以下、「一」原本割註）

一 御病氣被御差重候趣被 聞召上、為御看病御側頭之内分被差越筈候処、追々御逝去之旨御承知被遊候付而、為 御代香松崎武兵衛〔御側御目付〕被 仰付之、伊達様御始御詞被仰進、御附男女江御詞被下之

右史料の傍線部から、護姫の病気がさらに重くなったことを聞いた藩主治茂が、護姫の看病のために「御側頭」を派遣する予定であったことが指摘できる。しかし、続いて護姫の訃報が届いたので看病する家臣の代わりに、代香の使者を派遣するようになったことがわかる。

看病のために派遣する家臣は「御側頭」のなかで誰かを選ぶ予定であったが、代香使を遣わすことになり「御側御目付」のなかで選抜したのである。「御側頭」も「御側御目付」も、前章で登場した「進物方」と同じく藩主家政を担当する御側役の一つであった。^⑩しかし、「御側御目付」は「御側頭」より一段低い格の役職で、代香することより姫を看病するのが重要であったことが派遣家臣の役職により予想できる。

結局、鍋島家は看病する家臣も派遣できず、護姫の葬礼にかかわることになった。護姫が亡くなった当日夜、入棺後に「桜田御寺賢崇寺分茂昨夕日々罷出説経御回向有之事」とあり、鍋島家の江戸の菩提寺である賢崇寺から、追善供養を営むために僧侶が遣わされた。

また、七月一日、佐賀藩の国元に届いた飛脚によれば、閏六月一六日に入棺、同日芝東禅寺へ葬送し、一八日から二〇日まで法事を執行したこ

とを知らせていたため、佐賀藩側も護姫の葬礼日程については熟知していたと思われる。

【史料8】「泰国院様御年譜地取IV」

十六日朝、從 御前治茂の正室、護姫様御屋敷へ老女被遣、御出棺前へ御代拜被仰付、御出棺二付御附使者、御葬送付而御寺江御代香、御法事之節御代香を以、御香典銀壹枚御寺納

そこで、右の【史料8】のように、治茂の正室雍姫が、護姫の出棺前に老女を遣わして代拜をさせた。出棺にも附使を参加させ、葬送や法事の際に代香をしていたことが確認できる。

また、「貞護院様」によれば、七月一九日には「貞護院様御三十五日二付、肥州様分鍋島治茂壹岐始懸り合之御役人江、御茶講被下置候」ということがあり、山崎壹岐をはじめ宇和島藩の役人が麻上下着用して一汁四菜の料理を振舞ってもらったことになった。振舞いに関する御礼は、護姫の附家臣筆頭であった川浪権兵衛に伝えている。

逆に、八月二五日には宇和島藩江戸屋敷から引き払う附家臣に対して振舞いがあった。附家臣の筆頭であった川浪権兵衛と清瀬・八十瀬・村岡・鶴岡の四人の老女には、伊達村候からは時服と二汁五菜の料理が、息子の村寿からは綿三把ずつ、村寿の正室からは綿二把ずつが下賜された。名前から女中と思われる者が一九名、高木新兵衛・中村惣右衛門・平川有隣には村候から綿二把と一汁四菜の料理が、息子の村寿から綿二把ずつが下賜された。そして、清水正左衛門には村候から金二百疋と一汁四菜の料理が、宇野作右衛門・熊本清右衛門・西村嘉兵衛・嶋本勝右衛門には一汁三菜の料理が振舞われた。これらから、附家臣三二名が宇和島藩江戸屋敷に滞在しながら、護姫の葬送に関わっていたことが確認できる。では、佐賀

藩内部では、護姫の死をどのように弔ったのか。次の節では鍋島家内部で行われた弔い行事について注目したい。

第二節 佐賀藩内部での弔い

大名家は江戸と国元の両方に菩提寺を持つ場合が多かったことを考慮しながら、佐賀藩の菩提寺で営まれた弔い行事について検討する。

まず、江戸の菩提寺である賢崇寺で「輕御茶湯御備被遊」とあることから、護姫を弔う法事が営まれたことが確認できる。⁽⁷²⁾ また、同史料では、法事が執行され、伊達村候と村寿、村寿の正室から香典が送られたことも記している。こうした事実は「貞護院様」の七月二一日付の記事にも見られる。「来ル廿四日 肥州様分於賢崇寺貞護院様御茶湯被成進候段、御向方御役人分川浪権兵衛申越候」と書かれているが、七月二四日は護姫の六七日の法事を執行する日である。つまり、佐賀藩から賢崇寺での追善供養について知らせてきたので、宇和島藩から村候をはじめ三人の香典が送られていたのである。

一方、国元佐賀で護姫の位牌を納める菩提寺として定められたのは、鍋島家の菩提寺である高伝寺ではなく泰長院であった。この理由については、次の史料から確かめられる。⁽⁷³⁾

【史料9】「泰国院様御年譜地取Ⅳ」

一 貞護院様御中陰御法事之儀、跡方他家へ御縁付之御方様は御向方

御宗旨之寺院江御位牌・御石塔御建被成候趣付而は、伊達村候遠州様二は

芝東禪寺御帰依寺二而、泰長院同宗之由二付、泰長院江御位牌御

建被遊、七月三日御三七日二被為当候付、同二日分四日迄御中陰

御法事被 仰付

右史料の傍線部の「跡方」というのは過去を意味する佐賀の方言である。⁽⁷⁴⁾ これから過去に佐賀藩から他家に嫁いだ女性は、嫁ぎ先の宗旨に合わせて位牌や石塔を建立するのが通例であったことがわかる。「伊達村候遠州様」が帰依した「芝東禪寺」は臨済宗であり、鍋島家の菩提寺高伝寺は曹洞宗なので宗派が異なる。そのため、臨済宗である泰長院に護姫の位牌を安置することになったのである。そして、彼女の中陰法事も同寺で営むように命じられた。

護姫の中陰法事を執行するために、佐賀藩は泰長院に仏前へ銀二枚、節用銀七枚、香典の金子二〇〇疋、僧衆の賄料として銀三五枚を送った。泰長院には藩主正室の雍姫はもちろん、ほかの鍋島家の構成員からも香典が名代を通じて送られていたことが佐賀藩の史料から確認できる。三七日・四七日・五七日、初命日には茶湯料として銀二枚を、七七日の法事料として銀三枚、百カ日法事料として銀五枚が送られることになった。⁽⁷⁵⁾

さらに、藩主治茂が佐賀に滞在しており、彼にとつて護姫が同母姉であったためか、護姫の三七日である七月三日には、みずから泰長院に参詣した様子もみえる。⁽⁷⁶⁾ そして、高伝寺でも、三日には読経を勤め、金剛経一部を納経していた。宗派は違うが、鍋島家の菩提寺として、護姫の菩提を弔うために法事が営まれたと思われる。

おわりに

以上、佐賀藩鍋島家の護姫と宇和島藩主伊達村候の縁組から、それに伴う交際の様子、藩主正室の葬送儀礼について検討した。特に、葬礼が行われる過程を辿り婚家の伊達家と実家の鍋島家の役割にも注意を払おうとし

た。本稿での検討を整理すると以下のようになる。

佐賀藩鍋島家と宇和島藩伊達家は鍋島家の護姫と宇和島藩主伊達村候の縁組により姻戚大名として親密な関係を維持していた。さらに両敬関係を結び、それ以降も重縁を結んだことから一代に限らない関係を持っていたのである。

伊達村候の正室護姫の葬送儀礼は、藩主正室の葬送の先例にならって執行行われた。正室が重篤となると、一門をはじめ親類関係の人物へ知らせたうえ、幕府へも知らせ奥医師の派遣を要請していた。その後、奥医師が遣わされたことと死亡したことを改めて知らせたうえで公式に死去が発表された。実は、奥医師派遣の要請と葬礼の準備により、護姫が実際に亡くなった日と公式の死去日には一日の差が発生した。このように公式の死去日に変更される事例は、佐賀藩七代藩主の正室源姫の死去日も変更されたことがあり、この頃には稀な事例ではない。

実際に護姫が亡くなった日から内部では葬礼の準備が始まった。護姫の場合、先代藩主の正室である玉台院の事例に準じるようになった。葬礼の手続きは概ねは先例にならない、葬送は同藩の江戸の菩提寺で執り行い、国元の菩提寺には遺髪を納めることになった。しかし、具体的な葬送の手順は適宜変更して営まれたことが確認できた。また、遺髪を運送する際には、藩主正室の遺髪運送の格好ではなく、家臣個人の旅のような形で質素に行うように命じられた。その理由は、当該期に宇和島藩は多発した自然災害の被害により藩財政が良くなかった可能性があることと、儀礼の形骸化という流れから生じたと推測した。

そして、藩主正室の葬送にもかかわらず、夫村候の姿は葬儀の場ではあまり確認できなかったことと、嫡男村寿は出棺をはじめ追善供養にも自ら

参詣していた特徴があったことを明らかにした。

実家の佐賀藩鍋島家では護姫の葬送にどのように対応したのか。護姫の病気の知らせが届いたら看病する家臣を派遣するはずであったが、訃報が届いたので代香の使者を派遣したことを確認した。さらに、伊達家の菩提寺である東禅寺で追善供養が執行された際には、鍋島家の菩提寺である賢崇寺から僧侶と香典が送られ、かつ賢崇寺でも護姫の菩提を弔い法事が営まれることになり、伊達家からも名代を通じて同寺に香典が届いた。また、鍋島家では、嫁入りした姫の葬送は婚家の先例にならうのが通例であったため、佐賀では護姫の位牌を東禅寺と同派である泰長院に納め、中陰法事を含め追善供養も泰長院主導で執り行うことになった。

藩主正室の葬送儀礼が執り行われた過程には、藩主正室が有していた両属性が鮮明にあらわれていた。すなわち、葬礼の大体は婚家の先例にならうものの、婚家内部のみの儀礼ではなく、実家とともに手順を共有しながら、追善供養までを執行していたのである。よって、藩主正室に関する儀礼は、一方の儀礼とは言えない両家の問題として認知する必要性が明確になったと考えられる。藩主正室の葬送儀礼に関する分析は、大名社会の実像をより豊かにするために有意義な作業であろう。

最後に、これからの課題として、各事例でも言及されている「先例」がいつ形成されたのかを探る必要がある。また、今回分析した藩主正室の葬送儀礼事例が、どの程度まで一般化できるのかも大きな課題と思われるが、これについては、新たな事例の蓄積により解決できると考えられる。

【謝辞】

史料閲覧では、公益財団法人鍋島報効会・佐賀県立図書館・公益財団法

人宇和島伊達文化保存会にご高配を賜った。また、史料調査に際して、鍋島報効会（徴古館）の富田紘次氏、佐賀県立図書館の石橋道秀氏、宇和島伊達文化保存会の二宮信彦氏・仙波ひとみ氏、宇和島市立伊達博物館の志後野迫希世氏には特にお世話になった。記して謝意を表したい。

【註】

- (1) 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性―成り立ちを中心に―」（『日本女性史論集二 政治と女性』吉川弘文館、一九九七年、初出は近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』吉川弘文館、一九九〇年）。
- (2) 松崎瑠美「大名家の正室の役割と奥向の儀礼―近世後期の薩摩藩鍋島津家を事例として―」（『国史談話会雑誌』四五、二〇〇四年）。
- (3) 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造―江戸城・大名武家屋敷の女性と職制―』（吉川弘文館、二〇一八年）。
- (4) 福田による奥向と表向の定義は以下の通りである。江戸城と武家屋敷の空間を、表御殿は「表向」、奥御殿は「奥向」と大きく分けたうえで、「奥向」をさらに「表方」と「奥方」に分けた。表向は儀礼や対面、政治を行う空間で、奥向の表方は当主が近親者と対面する場所、日常の政務をする空間、寢所であり、奥向の男性役人の空間である。奥向の奥方は、当主の休憩所や女性・子供が日常生活をする空間で、奥向の空間はジェンダーを基準にして表方と奥方で分けて表現する必要があると論じた（福田千鶴、前掲書、序章参照）。
- (5) 福田千鶴、前掲書、三九八頁。
- (6) 谷川愛「近世大名の葬送と親族」（『国学院雑誌』一〇六一―一〇、二〇〇五年）、同「近世大名の葬送と交際」（『国史学』一九三、二〇〇七年）。
- (7) 岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一九九、二〇一一年）。
- (8) 宮野弘樹「近世大名の葬送儀礼―福岡藩三代藩主黒田光之を例に―」（『福岡市博物館研究紀要』二〇、二〇一〇年）、原淳一郎「近世前中期の米沢藩主の葬送儀礼と高野山納骨」（『米沢史学』三〇、二〇一四年）などがある。
- (9) 高野信治は、給人領主層という用語を給人領主の家族まで含む概念で使用してい

る（高野信治「給人領主家の「死」をめぐる儀礼」『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館、一九九七年）。

- (10) 宇和島藩の奥向きについては、主に伊達宗城と宗城の正室や妾たちの家庭生活を究明する研究が行われた。山口美和は伊達宗城の日記を分析し、正室の猶姫と結婚に至る経緯や、夫婦・正室と妾たち・子供との関係、死去に至るまでの生涯を紹介した（山口美和「伊達宗城の家庭生活―愛妾を中心にして―」（『霊山歴史館紀要』二〇、二〇一一年）、同「伊達宗城の家庭生活―正室猶姫を中心にして―」（『西南四国歴史文化論叢』よど、一三、二〇一二年）、同「伊達宗城の家庭生活―愛妾和（かず）を中心に―」（『霊山歴史館紀要』二二、二〇一三年）。特に、猶姫の死についても叙述しているが、葬送儀礼に関しては省略された部分が多く、その特徴がわかりにくい状況である（同「伊達宗城の家庭生活―正室猶姫を中心にして―」）。
- (11) 『ゆるぎなき縁―佐賀藩鍋島・宇和島藩伊達―』（開館二十周年記念特別展、宇和島市立伊達博物館、一九九四年）、『結の華―佐賀鍋島家と宇和島伊達家の幕末・明治―』（宇和島市立伊達博物館、二〇一三年）。
- (12) 前掲註(11)の『ゆるぎなき縁―佐賀藩鍋島・宇和島藩伊達―』には「佐賀藩鍋島家・宇和島藩伊達家の婚礼について―伊達村候と護姫を中心として―」が載っている。佐賀藩護姫と宇和島藩伊達村候の婚礼について分析したものである。
- (13) 護姫は、多根姫と呼ばれていたが、安永四（一七七五）年一月に護姫と改名した（『記録書抜』『宇和島藩庁・伊達家史料 記録書抜・伊達家御歴代事記二』近代史文庫宇和島研究会、一九八二年、二二八頁）。そして、同年閏二月二〇日には改名の祝儀が行われた（『泰国民院様御年譜地取Ⅱ』『佐賀県近世史料』第一巻第六編、佐賀県立図書館、一九九八年、二〇二頁）。しかし、本稿では混乱を避けるために「護姫」と統一して表記する。
- (14) 伊達村候に関する叙述は『宇和島藩庁・伊達家史料 記録書抜・伊達家御歴代事記二』（近代史文庫宇和島研究会、一九八二年）を主に参照した。同史料は、「記録書抜」と「伊達家御歴代事記」を収録している。三好昌文の研究によれば、「記録書抜」は「文政三年、家老桜田数馬親敬が藩庁記録を史料として、二代藩主宗利・六代藩主村壽の代まで、寛文二年～文政二年に至る間の記録を、各藩主の代ごとの編年史体の抜書にまとめた史料であり、さらに文政三年～文政八年の分が追録されている」ものである。そして「伊達家御歴代事記」は「明治十年代後半、

旧宇和島藩士得能重斯登（林玖十郎）が初代秀宗（七代宗紀の弘化三年までの歴史を「記録書抜」の体裁にならって編纂したものである）ことが確認できる（三好昌文「伊達家史料とその研究の意義について」『愛媛近代史研究』三九、一九八一年、五九頁）。しかし、両史料の内容を検討してみると、少し異なる内容が確認できるため、本稿で引用する際には「記録書抜」と「伊達家御歴代事記」に分けて表記する。

(15) 「記録書抜」二二頁。

(16) 鍋島重茂は佐賀藩の七代藩主で、護姫の異母兄である。護姫に関する記事が父親の宗茂や次の藩主宗教代より詳しいので、本稿では重茂の事績を記録した「重茂公御年譜」を引用する（『佐賀藩近世史料』第一編第四卷、佐賀県立図書館、一九九六年、以下「重茂公御年譜」と表記する、四二三頁）。

(17) 護姫と村候の縁談が進んでいる間に佐賀藩主の代替わりがあった。護姫の父親である松平信濃守宗茂は元文三年二月九日に隠居して、同年一月八日に宗教が次の藩主になった。この頃、藩主の鍋島宗教は松平丹後守と呼ばれていた（御代々様略譜 宗教公『佐賀県近世史料』第一編第一〇巻、佐賀県立図書館、二〇〇二年、五九六頁）。

(18) このような状況であるため、護姫と伊達村候の婚礼を分析した先行研究でも縁組がまとまる過程については言及していない（前掲註（12）、「佐賀藩鍋島家・宇和島藩伊達家の婚礼について―伊達村候と護姫を中心として―」。二人の縁組については別稿で分析してみたい）。

(19) 佐賀藩主治茂の再婚縁組をまとめていく過程については「泰国院様御年譜地取Ⅱ」を参照した（『泰国院様御年譜地取Ⅱ』『佐賀県近世史料』第一卷第六編、佐賀県立図書館、一九九八年、以下「泰国院様御年譜地取Ⅱ」と表記する）。

(20) 松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金―大名榊原氏の事例―」（『学習院史学』一六、一九八〇年）。

(21) 松尾美恵子、前掲論文。

(22) 二人の婚礼に関する詳しい手順については、前掲註（12）「佐賀藩鍋島家・宇和島藩伊達家の婚礼について―伊達村候と護姫を中心として―」を参照していただきたい。

(23) 佐賀藩の六代藩主宗教は、鳥取藩主池田吉泰の娘龜姫と元文元（一七三六）年に結納をしたが、元文五年六月に龜姫が亡くなった。これにより宗教は、龜姫の夫

にあたる正式の服忌を受けた（御代々様略譜 宗教公、六〇三頁）。このような事例から結納を済ませるといふことは、二人が正式な夫婦に準じる関係であることを周辺に認知させる効果があったと思われる。

(24) 「重茂公御年譜」四三五頁。

(25) 「宗茂公御年譜」（『佐賀県近世史料』第一卷第四編、佐賀県立図書館、一九九六年、以下「宗茂公御年譜」と表記する、三九九頁）。

(26) 重茂の養子認定の祝儀が行われた際、鹿島藩の直郷などは祝儀を進上しているが、直恒は「此御方ニ対セラレ不調法有之、遠慮中ニ付進上物等無之」であったようである（『重茂公御年譜』、四四四頁）。

(27) 佐賀藩と仙台藩が交際するようになったのは、鍋島宗教の跡継ぎになった重茂と、仙台藩主伊達宗村の娘源姫との縁組が成立し、宝暦四（一七五四）年正月五日に結納を行ったからであろう。

(28) 「六代治家記録」は、仙台藩の七代藩主伊達重村から二代藩主伊達齊邦まで、各藩主の事績を簡略に記録したもので、明治七（一八七四）年に編纂されたものである（解題「仙台市史」資料編二近世一、仙台市史編さん委員会、一九九六年）。この「六代治家記録」の宝暦六年九月一日条に「恩賜ノ雲雀拜味ニヨリ源姫へ雲雀及ヒ肴有馬采女（恩賜ノ使者）へ茶及ヒ肴ヲ贈ル、宇和島侯・佐賀侯ヨリ拜味ヲ賀シ各肴ヲ贈ラル、宇和島侯・佐賀侯來賀ス、公親ヲ迎ヒ白書院ニテ会面ス、対面所へ宇和島侯・佐賀侯・【中略】公自ラ引菜ス、宇和島侯・佐賀侯卜酬酢アリ、此時小謡ヲ唱フ、執持へ客座ニ於テ饒ヲ享ス」と二人の行動が確認できる（『伊達家治家記録』仙台市博物館所蔵、マイクロフィルム）。

(29) 新見吉治「兩敬と片敬」（『日本歴史』八一、一九五五年）。

(30) 「御兩敬并年中御取合」（『鍋島家文庫』（鍋島報効会所蔵、佐賀県立図書館寄託、八六〇―一七）所収。以下、「鍋島家文庫」所収史料は「鍋〇〇〇―〇」と史料番号を表記する）。

(31) 「進物方」は、江戸幕府の「進物番」のように下賜品・献上品を取り扱う職制と思われる。佐賀藩の職制は、藩主の家政を司る「御側（内役）」と藩政を司る「外様（外役）」に分けられる。同藩の職制に関する史料が多数「鍋島家文庫」に残されている。そのなかで「御側外様請所調子写」（鍋三三二―一三）という史料は、初代藩主である勝茂代から一〇代藩主直正までの職制を、「御側」と「外様」に分けて整理したものである。同史料によれば、「進物方」は藩主の家政を司る「御側」に

当たる役職であったことが確認できる。

(32) 「取合」の意味は、『日本国語大辞典』によれば、(4)とりあげることに。相手になること。話にのること。(5)とりもつこと。仲介すること。とりなすこと。などという意味がある。このなかで(4)「相手になること」という意味と捉えられよう。

(33) 重茂は明和七年閏六月十日に死去した(『重茂公御年譜』、七五七頁)。

(34) 「栄昌院様」と書いているが、実は護姫が出生した伊姫のことである。伊姫は「伊姫↓長姫↓貞姫」と改名した。かつ、伊姫の夫植村家利が天明五(一七八五)年九月に亡くなり、翌月に伊姫は「栄昌院」と院号を受けたようである(『記録書抜』、一七三頁)。

(35) 同史料では朱書した箇所が多数あり、年代推定に重要な手掛りになるため『』で表記する。

(36) 大名家が縁組がきっかけで両敬関係を結んだことについては、松方冬子により言及されている(松方冬子「両敬の研究」『論集きんせい』一五、一九九三年)。つまり、『史料1』の史料が作成されたのは、鍋島治茂と井伊直幸の娘が婚姻した安永六年と想定できる。

(37) このような史料について松方は「両敬帳」と称する。「両敬帳」は、各大名家が両敬関係を結ぶ際に作成したもので、その内容によって二つの類型に分けられる。一つは、藩主の名前・居城のほか両敬形成の事由や精進日などを詳しく書いているものと、もう一つは両敬になった由緒を書くものである(松方冬子、前掲論文)。

(38) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」(『佐賀県近世史料』第一巻第八編、佐賀県立図書館、二〇〇〇年、以下、「泰国院様御年譜地取Ⅳ」と表記する、二七五頁)。

(39) 河野通久。安永元年七月に西城の奥医になり、一二月法眼に叙任された。天明六年には御台所の御匙にとり、本城にしたがうようになった。寛政二年一月に家を相続した(『寛政重修家譜』、以下『寛政譜』と表記する)。

(40) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二七五頁。

(41) 「貞護院様御葬式并御法事 其外一字之控」(宇和島伊達文化保存会所蔵)。本稿では特に断らない限り、護姫の葬礼に関しては同史料を引用しながら、「貞護院様」と表記する。さらに、宇和島伊達文化保存会には護姫の葬礼以外に法事関連史料は「貞護院様御葬式御行列」・「貞護院様一年周忌録」・「貞護院様一年周忌御用

番」がある。また、三・七・一三・一七・二七・三三年回忌の控えと五〇年回忌の帳・控が二冊残っている。

(42) 宇和島藩の「御用場」というのは、宇和島藩の役所を指すと思われる。史料の内容から藩主の正室が生活している江戸屋敷で作成されたものの控であると考えられる。

(43) 平川有隣が佐賀藩の家臣であることは、本文で引用している「貞護院様」のなかで確認できる。佐賀藩の史料では、石高を含め不明な点が多いが、弘道館の生徒名簿のなかで「平川友齋」という人物の肩書に「平川有隣伴」という記述が確認できる(『泰国院様御年譜地取Ⅲ』『佐賀県近世史料』第一巻第七編、佐賀県立図書館、一九九九年、一一八頁)。さらに、検討を要するが七代藩主重茂と一緒に行動していた「平川友敬」という医師と関係があるかも知れない(『重茂公御年譜』、七五六頁)。

(44) 神明は、宇和島藩上屋敷があった麻布竜土町の中央にあった竜土神明社であろうか。麻布竜土町の東には使番坪内邸・長泉而寺、西に肥前蓮池藩鍋島家上屋敷・伊予宇和島藩伊達家上屋敷・立泉寺、南には先手組与力同心組屋敷・法庵寺・大円寺、北に長門萩藩毛利家下屋敷があり、中心に竜土神明社(現、港区六本木七丁目)があったようである(『日本歴史地名大系 東京都の地名』平凡社、二〇〇二年)。

(45) 宇和島藩と仙台藩の関係は、両藩の成立とも関連する問題で、伊達村候と伊達宗村の間に激しい論争が起り、幕府まで巻き込む事件になった。この事件については、倉持の研究を参照していただきたい(倉持隆「宇和島藩主伊達村候と仙台藩」寛延二年本家・末家論争を中心に『地方史研究』五一(一)、二〇〇一年)。

(46) 大森映子は大名家における養子決定過程を、伊達村候の弟である伊織が養子になる過程を事例として分析している。大森によると、伊織の場合、兄で藩主の村候が嫡男の村寿以外にも数名の男子をもうけたため、部屋住みのまま余生を終わらせる可能性が高かった。ところが、跡継ぎがない彦根藩主直禎が、急に重態になったため、伊織を養子としようとする動きがあった。そのため、伊織には江戸出府が命じられ、江戸に出府したのだが、それ以上、養子縁組の話は進まなかった。井伊家では養子を迎えずに、隠居していた前藩主井伊直定が再襲することで養子縁組の話は結着した(大森映子「大名家における養子決定過程」宇和島藩伊達家史料の分析から)西村圭子先生追悼論集編集委員編『日本近世国家の諸相』

II、東京堂出版、二〇〇二年。

- (47) 伊姫は宝暦五(一七五五)年六月に生まれたが、理由は不明であるが鍋島家と伊達家の記録には出生日については差がある。まず、佐賀藩の「重茂公御年譜」には「一 六月十一日、多根姫様御安産、御女子様御出生(御名伊姫様)二付、御夫婦様、偕又御出生様へ、公ヨリ御祝儀物、御産衣・御目覚等被進之」と書かれている。しかし、宇和島藩の「記録書抜」には「廿六日、一、御前様十三日御安産、御女子様御誕生之段申来。伊(ヨシ)姫様。御儉約中ニ候得共格別之事故若年寄迄御肴目録差上ル」とある(「記録書抜」、五八頁)。
- (48) 明和三年六月三日、「一、井伊章蔵様御卒去、一日慎」とあり、割註で「伊姫様御縁約之御方也」と記している(「記録書抜」、九二頁)。
- (49) 大名家における両敬を研究した松方冬子は「両敬の前提となる縁組などは当然届け出が必要なのである。輿入れ前にどちらかが死亡した場合でも両敬は維持されるのが通例である」ことを究明した(松方冬子、前掲論文、四九頁)。さらに、当該期には両敬が解消される重要な理由は離婚であった(同「不通」と「通路」―大名の交際に関する一考察―)、『日本歴史』五五八、一九九四年)など)。
- (50) 田村村隆が亡くなった際に、実の甥である村候は宇和島藩内に鳴物停止令を出したことが確認できる(「記録書抜」、一五八頁)。
- (51) 「記録書抜」一七五頁。
- (52) 河野仙寺院通頼を願ったが(「貞護院様」)、当時仙寺院は致仕しており(「寛政譜」)、不快であったため、息子の松庵通久が診察に来たようである(「貞護院様」)。
- (53) 伊達村候は忌二〇日(七月二日)・服九〇日(九月二三日)、息子村寿は忌五〇日(八月三日)・服一三ヵ月(来戌六月)、村寿の正室は忌三〇日(七月二日)・服一五〇日(十一月四日)までになる。
- (54) 東禅寺は臨済宗妙心寺派に属する。飢肥藩主である伊東祐慶を開基として溜池に建立された。伊東家の菩提寺になったが、寛永一三年(一六三六)に替地され、芝高輪に移転した。塔頭は松寿院・宗法院・心源院・興聖院がある(『日本歴史地名大系』)。そして、同寺は開祖の飢肥藩伊東家以外に宇和島藩伊達家、仙台藩伊達家、岡山藩池田家など二四家もの大名家の菩提寺であった(岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房、二〇〇四年、四五〇頁)。
- (55) 元メについては「元締、一藩の財政を管掌し、国産貨殖の事藩債処理の事、其他

一切の出納を司り、坊主、台所料理方、諸下代、百人組等を支配せり」とある(愛媛教育協会北宇和部会編『宇和島吉田両藩誌』関印刷部、一九一七年、二七六頁)。さらに、元締は「坊主・百人組」を司る役割であったことがわかる(『藩史大事典』雄山閣出版、一九九〇年)。

- (56) 猶姫の葬礼については、山口美和、前掲論文「伊達宗城の家庭生活―正室猶姫を中心に―」を参照した。
- (57) 各家で行事がある際に、予め幕府へ日程を知らせるのは珍しくない。特に穢れが発生する葬礼のような行事については幕府へ報告した。その理由は、各家の行事により発生する穢れを將軍家が避けるためであったとみる(高野信治、前掲論文。林由紀子『近世服忌令の研究』(清文堂出版、一九九八年)など)。
- (58) 岩淵は、文化五(一八〇八)年版の『武鑑』から大名家の江戸の菩提寺について分析した。この研究により、同史料に載せられた二四四家の大名家のうち、江戸の菩提寺が記されたのは二五六家であることが明らかになった。江戸の菩提寺が記載されていない八家のうち、四家は実際には江戸の菩提寺があり、三家は江戸近郊に菩提寺があったことも究明された(岩淵令治、前掲書、四四八―四四九頁)。
- (59) 「明和七年」文政十三年由緒書(宇和島藩研究史料データベース)。
- (60) 「明和二年由緒書」(宇和島藩研究史料データベース)。
- (61) 小嶋小四郎は、享保一一年九月に若殿様附となり、同二〇年四月には御近習役・御小納戸兼帯を務めた。元文二年五月には小性頭を経て、延享二年七月に長松院様(仙台伊達吉村の夫人冬姫、玉台院の母親)が亡くなった際には、玉台院と村候の附使者および代香使として仙台に行ったこともある。小嶋は玉台院が亡くなった延享四年四月に玉台院の御用附に命じられ、同年六月玉台院が亡くなるとその遺骨を宇和島に運送した(「明和二年由緒書」)。
- (62) 同藩で発生した自然災害は『愛媛県史』を参考した(愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』下、一九八七年、四六七頁)。
- (63) 西木浩一「葬送墓制からみた都市江戸の特質」(都市史研究会編『年報都市史研究』六、山川出版社、一九九六年)。
- (64) 金羅榮「佐賀藩における藩主室の葬送儀礼に関する基礎的検討―藩主室の実家との関係を中心に―」(公益財団法人鍋島報効会研究助成研究報告書)八、二〇〇八年)。
- (65) 谷川愛、前掲論文、二〇〇五年。

- (66) 藩主正室だけではなく、前藩主の葬礼にも藩主の名代が参加するのが多数確認できる。この問題については今後の課題としたい。
- (67) 野宮定基の事例については佐竹朋子の研究を参照した（佐竹朋子「近世公家社会における葬送儀礼」『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一、二〇〇八年）。
- (68) 佐竹朋子、前掲論文、一六二～一六三頁。
- (69) 野宮定基の正室の事例は、公家の事例である限界があるが、早い時期から夫が正室の葬送に参加していなかったことがわかる事例として重要であろう。武家の場合、藩主が国元にいる間には、江戸滞在中である藩主正室や前藩主の葬送儀礼に参加しない事例は佐賀藩の事例や真田家の事例からも確認できる（谷川愛、前掲論文、二〇〇五年、金羅榮、前掲論文）。
- (70) 佐賀藩の職制については、本稿の註(31)で「御側外様請所調子写」を引用して紹介した。同史料から、当該期の藩主治茂代の御側役は、最高役である「御側」をはじめ「御年寄」「御年寄相談役」「御側頭」「御側御目附」「御賄頭」などがあつたことが確認できる。
- (71) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二八六～二八七頁。
- (72) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二七六頁。
- (73) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二七八頁。
- (74) 「跡方」の反対語は、「先様」「此先」で将来を意味する（城島正祥『佐賀藩の制度と財政』文献出版、一九八〇年、三〇八頁）。
- (75) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二八三頁。
- (76) 「泰国院様御年譜地取Ⅳ」二八三頁。